

群馬県承認工事承認基準概要

伊勢崎土木事務所 施設管理係

目的 基準	I種 一般住宅、小型 貨物車(4.7m)出入りの 店舗、事務所、マンショ ン、貸駐車場	II種 大型車の乗入 が少ない店舗	III種 8m超車両出入口		その他 トレーラー又は特 殊な車両の出入口
			コンビニ	倉庫・工場・GS等	
考え方	乗り入れ幅は、その必要性を十分検討し必要最小限度とすること。				
乗り入れ幅	一般住宅4m以下、 それ以外6m以下、 ガードレール6m以下	6m以下 (軌跡により8m以下)	軌跡により10m 以下(大型車駐 車場必要)	軌跡により 12m以下	別途協議
舗 装 構 造	密粒アスコン	50mm	50mm	50mm	
	粗粒アスコン	—	50mm	100mm	
	上層路盤 粒調30~0	100mm	100mm	100mm	
	下層路盤 切碎40~0	150mm	150mm	200mm	
溝蓋(仕様書 等強度がわ かるものを添 付)	・車道用T14に取替 ・グレーチングは極力 避ける(使用の場合は ボルト締め)	・車道用T25に取替 (特に車輛走行が多い 場合は「C」と同じ) ・グレーチングは極力 避ける(使用の場合は ボルト締め)	側溝改修(T25対応) ・溝蓋の床版化+(既存側 溝の補強) ・グレーチング付道路横断用側 溝 ・ボックスカルバート化		
縁石端部	—				スワレ端末ブロックに取替
車両出入り 軌跡図	—	最小回転半径で出入りする軌跡を書く。道路交通法上の車種、車名、車長、車幅、最小回転半径、乗入頻度(回/日)、縁石、外側線、中央線、横断歩道、停止線、車両が縁石等に接触してしまう箇所の軌跡曲線、駐車ますまでの導線、大型車駐車ます(国土交通省「駐車場設計・施工指針」値以上)、建物の配置、方位、縮尺を記載する。申請乗入幅は、接触幅+余裕幅まで。車両カタログの写し等を添付する。			
民地側の施工	—	出入り口以外の溝蓋及び歩道舗装に大型車が乗る恐れのある場合には、民地側に駒止等(車止め、小型擁壁、ポストコーン、ガードパイプ等)を設置			
乗り入れ箇所	・出入り対象について1路線1箇所 ・ただし、大規模施設(公共施設、総合病院、大規模店舗等、スーパー、ショッピングモール、コンビニ、GSなど車両の出入が多いもの)1路線原則2箇所まで承認可能 → 出入り口の間は10m以上離隔 ・出入口の場所を変える場合は、既存出入り口を封鎖				
隣地との隔離	0.5m以上とし、これによりがたい場合は別途協議(0.5m隔離により出入りが困難になる場合等)。				
禁止場所	①横断歩道及び前後5m以内 ②歩道橋昇降口から5m以内 ③交差点の中及び停止線のない交差点については交差点の側端又は曲がり角から5m以内の部分 ④ただし、T字型交差点のつきあたりの部分は除く ④バス停車帯 ⑤バス停留所、ただし停留所を表示する標示板のみの場合は、その位置から10m以内 ⑥橋 ⑦交通信号機、道路照明等が設置してある箇所 ⑧ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。				
既存の拡幅	①拡幅目的が同一 → 拡幅部を改修 ②拡幅目的が変更(I種→II種・III種、II種→III種)→既存・拡幅部ともに変更後の基準により改修				
中高木撤去	群馬県街路樹ガイドライン(H31.3)P3-10に基づき、民地への車の出入りの切下げ部より2m以内の中高木は撤去すること。				
費用負担	申請者負担(閉鎖部の工事・移設工事等一切を含む)				
その他	・用水管理者がいる水路についてはその管理者の許可を受けること。 ・縁石斜ブロックは、乗り入れ幅には含まれない。 ・上記によりがたい場合は申請前に相談等をお願いします。				